

社会福祉法人勝縁福祉会

## 南九州勝縁こども園 管理運営規程

# 南九州勝縁こども園管理運営規程

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝縁福祉会（以下「法人」という。）が設置経営する認定こども園南九州勝縁こども園（以下「本園」という。）の運営管理については、法令で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この規程は、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、適正な園運営が確保されることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第3条 保育の提供にあたっては、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

2 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、入園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

3 利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとする。

(定 員)

第4条 本園の利用定員は次の通りとする。

|        | 3歳以上児 |     |     | 3歳未満児 |     |     | 計  |
|--------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----|
|        | 5歳児   | 4歳児 | 3歳児 | 2歳児   | 1歳児 | 0歳児 |    |
| 1号認定   | 5     | 5   | 5   | —     | —   | —   | 15 |
| 2・3号認定 | 8     | 8   | 7   | 7     | 6   | 4   | 40 |
| 計      | 13    | 13  | 12  | 7     | 6   | 4   | 55 |

2 乳幼児に係る教育及び保育において特に必要があると認める時は、上記の定員にかかわらず、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供に関する法律（以下「就学前保育等推進法」という。）の規定に基づき、施設設備及び運営に関する基準による施設面積及び配置職員数の基準を参酌して、受け入れが可能な範囲内で入園を許可することができる。

3 一時預かり保育は、第2項に定める基準を参酌して、利用しようとする児童の年齢等を考慮し、受け入れが可能な範囲内で利用を許可することができる。

(園児の募集)

第5条 園児の募集人員及び入園申し込み書の提出日は、その都度本園ホームページ、掲示板、その他の方法で広報する。

(1号認定児入園の申し込み)

第6条 本園の利用を希望する保護者は、入園申込書に必要事項を記載し、さらに必要な証明書類を添付して、本園に申し込むものとする。又、一時保育の利用を希望する場合は、一時預かり保育利用申込書を直接本園に申し込みを行うものとする。

2 第4条に規定する定員を超える入園申し込みがある場合は、別表1に掲げる基準に従い公正

な方法により選考し、入園を決定する。

(入園の許可)

#### 第7条

園長は、前条第1項の入園申込書を受理したときは、内容を審査し、当該保護者の居住地の市町村に送付し、市町村の決定を待って、その結果を保護者に通知する。

2 正当な理由があつて入園を許可できない時は、保護者に通知する。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

(入園の不承諾)

第8条 本園に入園することで、適切な保育の実施が困難になる時は、入園不許可通知書により、保護者に通知する。この際、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別な支援を要する家庭に配慮しなければならない。

(児童台帳)

第9条 園長は、入園を許可した園児について、児童台帳を作成しなければならない。

(入園申込み内容の変更)

第10条 入園児の保護者は、入園申込み内容に変更が生じた時は、速やかにその旨を本園に届け出なければならない。

(園児の退園)

第11条 保育の実施を必要としなくなったときは、退園届を提出しなければならない。

2 現に在園中の乳児又は幼児が性行、健康上必要と認める時は、保護者に説明の上、保育の実施を解除する。

3 現に在園中の乳児又は幼児の保護者が、保育料を滞納し、再三の忠告にも応じなかったときは、市長と協議のうえ、退園させることができる

4 私的契約児で理由なく保育料を1か月以上滞納したときは退園させる。

5 一時保育利用児童であつて、その必要がなくなったときは退園させる。

## 第2章 こども園の教育及び保育

(提供する教育・保育の内容)

第12条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(給食)

第13条 こども園に在園する3号認定の園児に対し完全給食を実施する。1号認定、2号認定の子どもに対しては副食。おやつを供与する。

(保育を行う日)

第14条 本園は次の日を除き毎日開園して保育を行う。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日より1月3日まで

(3) 年度末（3月30日から3月31日）

(4) 災害や伝染病等やむを得ない事情があるとき

(欠 席)

第15条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は園・保護者通信システム（あんしんメール）で園長に届け出るものとする。

(休 園)

第16条 入園児又は入園児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは登園の停止を命じることができる。

(開園時間と教育時間及び保育時間)

第17条 本園の開園時間と教育時間及び保育時間は次の通りとする。

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 開 園 時 間 | 午前7時から午後7時まで(午後6時から7時までは延長保育) |
| 教 育 時 間 | 午前9時から午後3時まで                  |
| 保育短時間   | 午前8時30分から午後4時30分まで            |
| 標 準 時 間 | 午前7時から午後6時まで                  |

2 前項の規定にかかわらず、保育期間中に児童の急病・事故・災害その他やむを得ない理由があるときは、園長は保護者との連絡の上、必要に応じて個別の児童もしくは全児童の教育時間及び保育時間を短縮することができる。

(延長保育)

第18条 保護者の就労条件その他やむを得ない事情により、第17条の規定によりがたい場合は、保護者の申し入れにより保育に欠ける状況にあると認めた場合につき、午後6時から午後7時までの1時間を特別保育事業として延長保育を行い、保育を実施する。

2 延長保育料は、延長保育を利用した後、保護者が納入するものとする。

(日課及び年間行事)

第19条 日課及び年間行事については別に定める。

### 第3章 利用者負担その他の費用

(保育料等)

第20条 保育料は南九州市長の定めた額とする。

2 延長保育登録児の延長保育料は保育時間を越え1時間ごとに100円とする。

3 延長保育時間(午後7時)を超えてさらに保育を利用する場合は、超過時間1時間ごとに500円とする。

4 一時保育利用料は以下のとおりとする。

ア 午前9時から午後3時までの間1回につき1,000円

イ 午前9時以前又は午後3時以降、60分間は300円の加算

ウ 午前8時以前又は午後5時以降60分につき500円の加算

5 私的契約児の保育料は、保育単価及び市町村の補助基準を基準として、別に定める。

6 給食費は以下のとおりとし、毎月25日までに本園に納入するものとする。

ア 1号認定の子どもの給食費は、副食及びおやつ代とし、金額は別に通知する。

7 1号認定の子どもを教育時間を越えて預かり保育を行うことができる。その場合の預かり料は1か月単位で別に定める。

## 第4章 子どもの処遇

(平等の原則)

第21条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(登降園)

第22条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(送迎)

第23条 希望者に限り園バスによる送迎を行うこともできる。

(保育内容)

第24条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第25条 本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入園児に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

例えば、殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為、又、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為、廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること、強引に引きずるようにして連れて行く行為、食事を与えない又は無理に食べさせること、入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない、そして、怒鳴る等の乱暴な言葉かけや入所児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること、施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えることや性的な嫌がらせや無視などは、決してあってはならない。

(児童虐待防止法遵守)

第26条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに、家族の養育態度の改善を図るため、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第27条 園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを策定し、また定期的に委員会を開催し、マニュアルの見直しや対策等を検討する。

(2) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のためのマニュアルを定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 入所児に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(保護者との連絡)

第29条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第30条 園長、養護教諭は常に入園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者は必ず毎月、乳幼児担当職員は年1回以上検便を実施するものとする。

3 入園児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当てを受けさせるとともに、その旨を保護者及び関係機関に速やかに報告する。

(衛生管理)

第31条 本園では、保護者や関係機関と協力連携して環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及伝達及び伝染性疾患の感染防止に努める。

(苦情解決の仕組み)

第32条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、園は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

尚、苦情申立窓口は、別紙苦情解決実施要領に記載されたとおりである。

(相互信頼関係の構築)

第33条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(自主点検)

第34条 本園では、第三者評価事業に基づく自主点検を年に1回実施するものとする。

(秘密の保持)

第35条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

## 第5章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第36条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入所児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

## 第6章 地域活動事業

(子育て支援事業)

第37条 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講

座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる地域子育て支援事業を実施する。

## 第7章 職員及び職務

(職員の区分及び職務の内容)

第38条 保育の実施にあたり配属する職員の職種及び職務内容は次の通りとする。

(1) 園長 1名

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長 1名

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭 2名(内1名は副園長が兼ねることができる。)

主幹保育教諭は、保護者、地域に対する子育て支援を行うとともに、教諭その他の職員に対して、教育・保育の充実のために指導、助言を行い、必要に応じ教育・保育を実施する。

(4) 保育教諭 複数名(最低基準に準ずる。)

保育教諭は、乳幼児の教育・保育を実施し、その計画、実施、記録及び家庭連携等の業務を行う。

(5) 栄養士 1名

栄養士は利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児に係る献立を作成し、それに基づく給食とおやつを調理する。

(6) 調理員 2名(内1名は栄養士が兼ねることができる。)

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 事務員 1名

事務員は、園長の指揮の下、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(8) 嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師 各1名

園児の健康診断、園児並びに職員の健康相談、園の衛生管理に関する助言指導を行う。

(9) その他園長が必要とする職員 若干名

園長が命じる職務を遂行する。

(園長の専決事項)

第39条 園長が専決できる事案の概要は次のとおりとする。

(1) 職名または園名で文書を発送すること。

(2) 職員の出張(4日以上にわたる国外出張を除く。)忌引中の出勤 旅行 欠勤 休暇 超過勤務または休日勤務に関すること。

(3) 前各号のほか常例

に関する事務の執行に関すること。

(事業計画及び予算)

第40条 園長は毎年3月末までに翌年度の事業計画及び予算を定め理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告等)

第41条 園長は毎月15日までに次に掲げる事項について理事長に報告しなければならない。

(1) 前月分の職員の勤務状況

(2) 前月分の事業の実績及び収支計算の概要

2、前項の規定にかかわらず園長は重要又は異例に属する事項はその都度理事長に報告しなければならない。

(業務の心得)

第42条 職員はその職責に属する事務のほか防火管理 物品保管その他施設運営上必要な事務を分担する。

2、職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(研 修)

第43条 職員は、本園の掲げる目的を達成するため、自己研さんに努めるとともに、園長が定める研修計画に基づき実施する研修会に参加し、資質の向上に努めなければならない。

(評 価)

第44条 園長は、保育活動その他の運営状況について、自ら評価を行い、その評価結果を踏まえ、保護者その他の関係者による評価と改善策を講ずる。

### 第3章 文 書

(文書の取扱)

第45条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第46条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

### 第9章 雑 則

(保護者の遵守事項)

第47条 保護者は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 開園時刻後に託児し、閉園時刻までに受児すること

(2) 登降園の通園経路、付添者及び通園方法を届けること

(3) 家庭及び勤務先等との連絡方法を届けること

(4) 園児の病気、事故、欠席その他のことをその都度連絡報告すること

(5) 保育料、給食費を定められた期限までに納付すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、子ども園の管理運営上、園長が特に必要と認めて指示する事項

(改 正)

第48条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人勝縁福祉会理事会の議決を経るものとする。

附 則 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は令和3年7月1日から施行する。



別表 1

細 目

| 父母の状態【同居の親族その他の者が児童の保育にあたれない場合】 |                                  |                |                    |                            |     |         |              |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------|--------------------|----------------------------|-----|---------|--------------|
| 累計                              |                                  | 細 目            |                    |                            | 評点  | 必要書類    |              |
| 基 準                             | 居宅外労働                            | 週 5 日以上        |                    | 1 日 6 時間以上                 | 1 0 | 就労証明書   |              |
|                                 |                                  |                |                    | 1 日 4 時間以上                 | 7   |         |              |
|                                 |                                  | 週 3 日以上        |                    | 1 日 6 時間以上                 | 7   |         |              |
|                                 |                                  |                |                    | 1 日 4 時間以上                 | 5   |         |              |
|                                 | 居宅内労働                            | 自 営            | 週 5 日以上            | 1 日 6 時間以上                 | 1 0 | 事実証明書   |              |
|                                 |                                  |                | 週 3 日以上            | の中心者                       | 7   |         |              |
|                                 |                                  |                | 週 5 日以上            | 1 日 6 時間以上                 | 9   |         |              |
|                                 |                                  |                | 週 3 日以上            | の中心者                       | 7   |         |              |
|                                 |                                  | 内 職            | 週 5 日以上 1 日 6 時間以上 |                            |     |         | 8            |
|                                 | 妊娠・出産                            | 産前 2 ヶ月産後 6 ヶ月 |                    |                            | 1 0 | 母子手帳    |              |
|                                 | 病気・障害                            | 病 気            | 入院                 |                            | 1 0 | 診断書     |              |
|                                 |                                  |                | 常時病臥               |                            | 1 0 |         |              |
|                                 |                                  |                | 週 3 日以上通院・その他      |                            | 5   |         |              |
|                                 |                                  |                | 障 害                | 身体・精神・知的障害<br>(但し軽度の障害は 6) |     |         | 1 0          |
|                                 | 同居親族の<br>介護                      | 居 宅            | 重度又は寝たきり           |                            |     | 1 0     | 看護証明書<br>診断書 |
|                                 |                                  |                | それ以外               |                            |     | 6       |              |
|                                 |                                  | 入 院            | 2 0 日以上入院          |                            |     | 1 0     |              |
|                                 |                                  |                | 短期入院               |                            |     | 5       |              |
|                                 | 災害の復旧                            |                |                    |                            |     | 1 0     |              |
|                                 | 特 例                              | 就学・職業訓練        |                    |                            | 1 0 | 入学通知書等  |              |
|                                 |                                  | 求職・就労予定        |                    |                            | 5   |         |              |
|                                 |                                  | 里 親            |                    |                            | 1 0 | 里親決定通知書 |              |
| 加 算                             | 母子父子加算                           |                |                    |                            | 5   |         |              |
|                                 | 子どもの療育場、特に集団教育が必要と認められる          |                |                    |                            | 5   | 診断書・意見書 |              |
|                                 | 兄妹入所                             |                |                    |                            | 3   |         |              |
| 優 先                             | ひとり親家庭・生活保護世帯・生活中心者の失業・子どもに障害がある |                |                    |                            |     |         |              |

※ 1 号認定の定員を超える申込みがある時は、この基準のほか、保護者の面接・通園  
距離等を勘案して入所を決定し、後日結果を通知する。